

第8次総量削減計画のあり方と総量規制基準について

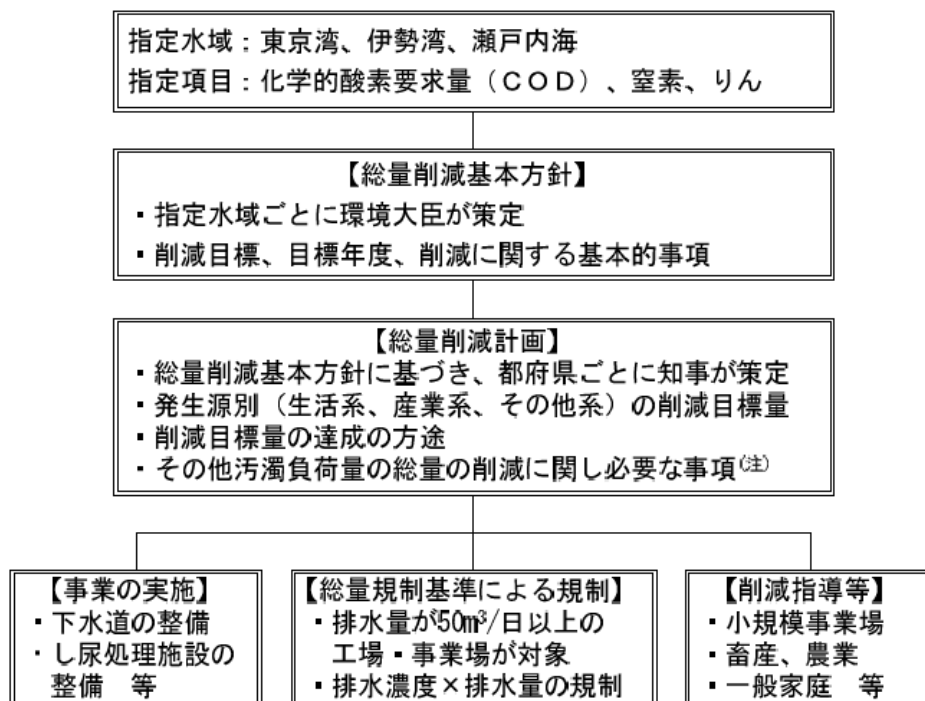
1 水質総量削減制度及び総量規制基準の概要

(1) 水質総量削減制度

水質総量削減制度は、人口、産業の集中等により汚濁が著しい広域的な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するための制度であり、昭和53年に「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」の改正により導入され、これまで5年ごとに7次にわたり実施している。

水質総量削減制度においては、環境大臣が、指定水域ごとに、発生源別及び都府県別の削減目標量、目標年度その他汚濁負荷量の総量の削減に関する基本的な事項を総量削減基本方針として定め、これに基づき、関係都府県知事が、削減目標量を達成するための総量削減計画を定めることとされている。なお、大阪府域は、全域が、指定水域の水質の汚濁に係る地域（指定地域）になっている。

総量削減計画に定められる削減目標量の達成方途としては、これまで、図1に示すとおり、下水道、浄化槽等の各種生活排水処理施設の整備等の生活系排水対策、指定地域内事業場（日平均排水量が50 m³以上の特定事業場）の排水に対する総量規制基準の適用、小規模事業場、畜産業、農業等に対する削減指導等を実施している。



注) 干潟・藻場の保全・再生、底質改善対策等

図1 水質総量削減制度の概要

(2) 総量規制基準

- ・総量規制基準は、総量削減計画に基づいて、削減目標量の達成のための方途の一つとして知事が定めるものであり、指定地域内事業場に適用する、汚濁負荷量の排出の許容限度である。
- ・基準値は、次の算式により定めている。同一の事業場内に複数の業種区分が存在する場合は、業種区分ごとに算出したものの総和が当該事業場の基準値となる。

COD	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
窒素	$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$
りん	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$

L (kg/日) : 排出が許容される汚濁負荷量

Q (m³/日) : 表1の時期区分の特定排水（排水のうち、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のもの。）の水量

C (mg/L) : Qの時期区分ごとの水量に対応して、環境大臣が業種その他の区分ごとに定める範囲内で、知事が定める値（濃度）

表1 Q（特定排水の量）の時期区分

時期区分別水量	COD	窒素	りん
S55. 6. 30以前の水量	Q _{co}	Q _{no}	Q _{po}
S55. 7. 1～H3. 6. 30に増加した水量	Q _{ci}		
H3. 7. 1～H14. 9. 30に増加した水量	Q _{cj}	Q _{ni}	Q _{pi}
H14. 10. 1以後に増加した水量			

2 大阪府における第7次総量削減の実施状況

(1) 削減目標量の達成状況

第7次総量削減計画は、目標年度を平成26年度として、平成24年2月に策定している。平成26年度における汚濁負荷量は表2～4に示すとおりであり、COD、窒素、りんとも、第7次総量削減計画の削減目標量を達成している。

表2 CODに係る汚濁負荷量の推移

(トン/日)

	平成16年度 (第5次目標年度)	平成21年度 (第6次目標年度)	平成26年度 (第7次目標年度)	第7次 削減目標量
生活排水	63	52	46	51
産業排水	15	9	7	9
その他	5	4	4	5
合計	83	65	57	65

表 3 窒素に係る汚濁負荷量の推移

(トン/日)

	平成 16 年度 (第 5 次目標年度)	平成 21 年度 (第 6 次目標年度)	平成 26 年度 (第 7 次目標年度)	第 7 次 削減目標量
生活排水	4 1	3 7	3 5	3 6
産業排水	1 1	8	7	8
その他	1 9	1 6	1 6	1 7
合計	7 1	6 1	5 8	6 1

表 4 リンに係る汚濁負荷量の推移

(トン/日)

	平成 16 年度 (第 5 次目標年度)	平成 21 年度 (第 6 次目標年度)	平成 26 年度 (第 7 次目標年度)	第 7 次 削減目標量
生活排水	2. 8	2. 5	2. 1	2. 1
産業排水	0. 9	0. 6	0. 4	0. 6
その他	1. 1	0. 9	0. 9	0. 9
合計	4. 8	4. 0	3. 4	3. 6

(2) 削減目標量の達成のための方途の実施状況

第 7 次総量削減計画においては、削減負荷量の達成のための方途として、生活系排水対策については下水道の整備等や一般家庭における生活排水対策を、産業系排水対策については総量規制基準の設定とその遵守の徹底等を、その他の汚濁発生源に係る対策については農地からの負荷削減や畜産排水対策等を掲げている。また、その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項として、干潟等の造成・保全や窪地対策等を掲げている。これらの実施状況は次に示すとおりである。

① 生活系排水対策

(下水道等の整備等)

・生活排水の 100%適正処理を目指し、下水道の整備や下水道への接続を促進するとともに、下水道が整備されない地域においては、合併処理浄化槽等の普及の促進等を図ってきた結果、生活排水適正処理率は、表 5 に示すとおり、平成 26 年度末時点で、21 年度末から比べて 2.3 ポイント増加し 95.0%となった。また、未処理人口は、平成 26 年度末時点で、21 年度末から比べて 21 万人減少し、44 万人となった。

表 5 生活排水処理の状況

	整備手法	人口 (千人)	
		平成21年度	平成26年度
処理人口	公共下水道	7,936.2	8,167.4
	農業集落排水施設	1.0	0.8
	合併浄化槽	294.6	250.0
	コミュニティプラント	0.5	0.5
	計	8,232.3	8,418.7
	(総人口に占める割合)	(92.7%)	(95.0%)
未処理人口		652.1	442.0

- ・「水質汚濁防止法」に基づく生活排水対策重点地域として、平成 26 年度末時点で 13 市 14 地域を指定している。また、生活排水処理計画については、平成 26 年度末時点で、37 市町村が策定している。
- ・府では、大阪府生活排水処理計画整備指針（平成 24 年 3 月）に基づき、大阪府域版コスト計算モデル（平成 26 年 6 月改定）の作成などを通じて、生活排水対策処理に係る事業主体である市町村の生活排水処理計画の策定・見直しを技術的に支援している。
- ・下水道普及率については、平成 26 年度末時点で、21 年度末から比べて 1.9 ポイント増加し 95.6%となった。また、高度処理普及率については表 6 に示すとおり、平成 22 年度末に竜華水みらいセンターの供用を開始するなどの取組を進めた結果、平成 26 年度末時点で、21 年度末から比べて 9.3 ポイント増加し、59.3%となった。

表 6 大阪府域の高度処理普及率の推移

年度	流域内人口	高度処理の 接続人口	高度処理普及率 (%)
平成21年度	8,891,269	4,441,790	50.0
平成22年度	8,887,136	4,625,047	52.0
平成23年度	8,885,301	4,736,853	53.3
平成24年度	8,873,644	4,758,932	53.6
平成25年度	8,865,294	5,135,711	57.9
平成26年度	8,860,631	5,258,652	59.3

- ・合流式下水道の改善を図るため、各下水道管理者は、合流式下水道改善計画を策定し、分流並み負荷量の達成を目指して取組を進めている。府流域下水道及び大阪市単独公共下水道では、平成 35 年度を目標年次として、分流並み負荷量の達成を目指して取組を進めており、平成 26 年度末時点の進捗率は約 50%である。
- ・浄化槽については、合併処理浄化槽が、浄化槽設置整備事業等により、年間約 1,500 基が新設されている。

② 産業系排水対策

- ・府域では、平成 26 年度末時点で、3,974 事業場に対し、「水質汚濁防止法」・「瀬戸内海環境保全特別措置法」・「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく排水規制を行っており、うち総量規制対象は 474 事業場であり、毎月汚濁負荷量の報告を求め、総量規制基準の遵守状況をチェックし、必要な指導を行っている。平成 26 年度は 2,298 事業場に立入検査を実施している。

③ その他の汚濁発生源に係る対策

- ・農地からの負荷削減対策については、環境負荷の少ない農業を積極的に推進するため、農薬や化学肥料の使用を通常の半分に抑えて栽培された農産物を認証する「大阪エコ農産物認証制度」を推進している。平成 26 年度の認証面積は 526.2ha であった。
- ・畜産排水対策として、家畜排せつ物の適正処理及び有効利用を促進している。「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく管理基準は、平成 26 年 12 月 1 日現在、府域のすべての適用対象農家において遵守されている。

④ その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

- ・大阪湾再生推進会議や大阪湾環境保全協議会等の取組みを通じ、行政や民間企業、NPO等の協働のもと、水質保全を図っている。例年8月には官・民が連携して大阪湾水質一斉調査を実施し、貧酸素水塊の発生状況等の把握に努めている。
- ・干潟の整備については、大和川河口部に隣接した堺泉北港堺2区において、平成9年度から人工干潟の整備を行っている。これまでに10haの干潟を整備し、平成26年度は干潟内の土砂敷均しを実施した。
- ・藻場の造成については、平成26年度は泉南市地先海域において藻場着生基質を設置した。府の区域における藻場面積は、平成21年度以降13ha増加し、平成26年度末時点で365haとなった。



図2 造成した藻場の様子



図3 堺2区における人工干潟の整備

- ・窪地対策については、府が、漁業にとっての価値や施工性等を勘案して、優先的に埋め戻す必要がある窪地として国に提案した3か所において、埋戻しが実施されている。平成26年度は、国が、阪南2区沖において、大阪港主航路及び堺泉北港大津航路の浚渫土砂を活用した埋め戻しを実施した。阪南2区沖における進捗率は、平成26年度末で61%となっている。



図4 窪地の位置図

表7 優先して埋戻す窪地の規模と進捗状況（平成26年度末）

位置	表面積 (m ²)	周辺海底との水深差 (m)	容積 (万m ³)	進捗状況	
				埋戻量 (万m ³)	進捗率 (%)
堺2区北泊地	359,850	3.5m	124.8	約31	25
阪南2区沖	452,540	5.8m	452.7	約275	61
阪南港4区沖	1,870,000	10.5m	1351.4	約2	0.1

(3) 環境基準の達成状況

- ・CODの環境基準達成率は、環境基準点における全層平均の年75%値が、水域ごとに全ての環境基準点で達成しているかどうかで評価している。近年の達成率は67%で横ばいである。
- ・平成21年度と26年度における、水域別の環境基準の達成状況は表8-1～3に示すとおりであり、CODについては環境基準値を下回る地点数が増加している。

- ・全窒素・全りん的环境基準達成率は、環境基準点における表層の年平均値を水域ごとに平均した値が達成しているかどうかで評価している。達成率の推移は図5-1及び5-2に示すとおりであり、2010年度（平成22年度）以降達成している。

表8-1 CODの水域別の環境基準達成状況

水域名	類型	平成21年度		平成26年度	
		環境基準達成状況	年75%値が環境基準値を下回る地点数/全地点数	環境基準達成状況	年75%値が環境基準値を下回る地点数/全地点数
大阪湾(1)	C	達成	5/5	達成	5/5
大阪湾(2)	B	未達成	0/5	未達成	3/5
大阪湾(3)	A		0/3		0/3
大阪湾(4)	A		0/4		0/4
大阪湾(5)	A		2/4		3/4

表8-2 全窒素の水域別の環境基準達成状況

水域名	類型	平成21年度		平成26年度	
		環境基準達成状況	年平均値が環境基準値を下回る地点数/全地点数	環境基準達成状況	年平均値が環境基準値を下回る地点数/全地点数
大阪湾(イ)	IV	達成	5/5	達成	5/5
大阪湾(ロ)	III		7/7		7/7
大阪湾(ハ)	II		10/10		9/10

表8-3 全りんの水域別の環境基準達成状況

水域名	類型	平成21年度		平成26年度	
		環境基準達成状況	年平均値が環境基準値を下回る地点数/全地点数	環境基準達成状況	年平均値が環境基準値を下回る地点数/全地点数
大阪湾(イ)	IV	達成	4/5	達成	4/5
大阪湾(ロ)	III		5/7		7/7
大阪湾(ハ)	II		未達成		4/10

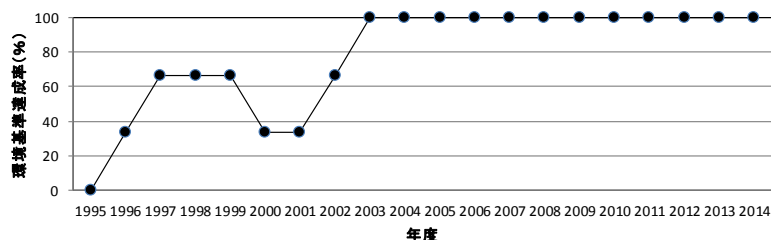


図5-1 全窒素の環境基準達成率の推移

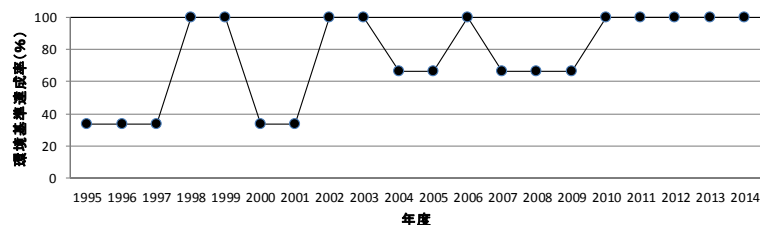


図5-2 全りんの環境基準達成率の推移

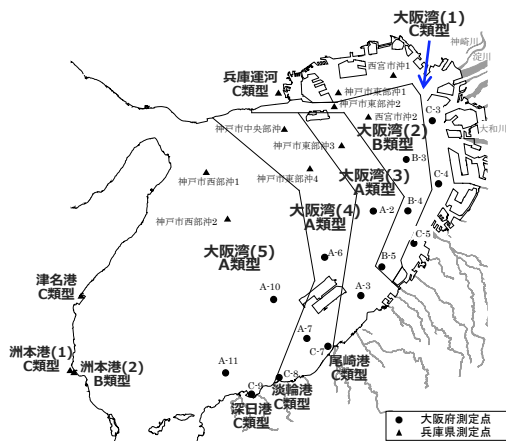


図 6-1 CODの環境基準の水域類型の指定状況



図 6-2 全窒素・全りん的环境基準の水域類型の指定状況

(4) 総量規制基準の設定状況

① 検討にあたっての基本的な考え方

第7次の総量規制基準の設定にあたっては、府環境審議会に諮問し、その答申を踏まえて設定している。環境審議会の検討における基本的な考え方は次に示すとおりである。

(業種区分について)

- ・業種区分については、環境省告示において、窒素及びりんについて畜産農業に「総面積が 50m²以上の豚房施設を有するもの」という備考が設けられたことに併せ、1区分追加することが適当である。
- ・また、大阪府独自の業種区分については、大阪府域における排出実態等を踏まえ、細分化をすることでより効果的な削減を図る観点から、例えば、CODに係る区分について、洗濯業を敷地面積 400m²以上と未満で2つの区分に細分化するなど、CODについては12業種区分、窒素については4業種区分、りんについては4業種区分をそれぞれ細分化しており、第7次総量規制基準においても引き続き採用することが適当である。

(C値の設定について)

- ・既設事業場に係るC値(C_o)については、C値の範囲の上限値あるいは下限値の引下げ状況を勘案し、更に、現状の水質、処理方法、許容排出量(L値)の適合状況等を考慮して、その見直しを行う。
- ・新・増設に係るC値(C_i, C_j)については、新たな処理施設の導入が可能であること等から、原則として、C値の範囲内の下限値を採用する。ただし、府域の工場等の処理技術の水準などからみて、下限値の設定が特に困難な場合にあつては、技術水準等を考慮してC値を設定する。
- ・現在府域にない業種及び著しく負荷量の小さな業種については、原則として、C値の範囲内の下限値を採用する。

② 設定状況

C値の設定の概要は表9に示すとおりである。

表9 第7次におけるC値設定の概要

		COD			窒素		りん	
		Co	Ci	Cj	Co	Ci	Co	Ci
既存の業種区分	6次C値が既に国の7次の下限値	241	263	266	237	264	213	241
	6次C値から強化 (うち下限値まで強化)	18 (14)	8 (7)	8 (7)	14 (11)	5 (5)	9 (4)	2 (2)
	6次C値を据置き	22	10	7	29	11	23	2
業種区分の追加		0	0	0	1	1	1	1
合計 (うち下限値を採用)		281 (255)	281 (270)	281 (273)	281 (249)	281 (270)	246 (218)	246 (244)

注) Co、Ci、Cj：時期区分ごとのC値

3 国における第8次総量削減に係る答申の概要

(1) あり方答申

国においては、平成26年9月に中央環境審議会に「第8次総量削減のあり方について」諮問され、平成27年12月に答申がなされた。大阪湾に係る概要は次のとおりである。

(指定水域における水環境改善の必要性)

大阪湾においては、窒素及びりんについて、平成22年度から環境基準の類型指定が行われている3水域のすべてで環境基準が達成された状況が続いている。一方で、CODの環境基準達成率は低く、大規模な貧酸素水塊も発生している。

このため、窒素及びりんの環境基準の達成状況を勘案しつつ、特に有機汚濁解消の観点から水環境改善を進める必要があると考えられる。

(対策のあり方)

きれいで豊かな海の観点から、総合的な水環境改善対策を進めていくことが必要である。なお、平成27年10月に改正された瀬戸内海環境保全特別措置法と、平成27年2月に変更された瀬戸内海環境保全基本計画において、瀬戸内海の環境保全は、多面的価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とすることを旨として行うこと、湾灘ごとや季節ごとの課題に対応する必要があることが示されている。

参考

- ・府では、平成27年2月に変更された国の「瀬戸内海環境保全基本計画」と大阪湾の状況を踏まえ、「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」を変更することとし、府計画のあり方について平成27年6月に環境審議会に諮問した。審議会では、瀬戸内海環境保全計画部会を設置し、専門的な見地から審議が行われ、平成28年6月に府に答申された。
- ・審議会からの答申を踏まえ、府では「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画(案)」を作成し、7月13日から8月12日までの間、府民意見等の募集を行っている。

汚濁負荷削減対策

- ・水環境の改善が必要な東京湾、伊勢湾及び大阪湾においては、第8次水質総量削減における削減目標量の設定に当たって、これまでにとられた対策の内容と難易度、費用対効果、除去率の季節変動等も勘案し、効率的にCOD、窒素及びりんに係る汚濁負荷量の削減が図られるよう各発生源に係る対策を検討すべきである。なお、大阪湾においては、窒素及びりんの環境基準の達成状況を勘案しつつ、特に有機汚濁解消の観点から必要な対策を推進することが必要である。

干潟・藻場の保全・再生、底質環境の改善等

- ・干潟・藻場の保全・再生等を通じた水質浄化及び生物多様性・生物生産性の確保等の重要性にかんがみ、湾・灘ごとなどの実情に応じた総合的な取組を推進していくことが必要である。

(2) 総量規制基準の設定方法に関する答申

国においては、あり方答申を受けて、平成27年12月に中央環境審議会に「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について」諮問され、平成28年5月に答申がなされた。大阪湾に係る概要は次のとおりである。

(規制基準の設定方法)

- ・時期区分は、変更しない。
- ・業種区分は、変更しない。
- ・C値の範囲は、CODについては、15業種区分において上限値を下げる。
窒素及びりんについては、あり方答申を踏まえ、変更しない。

(CODのC値の上限値が変更された15業種区分)

- ・野菜漬物製造業
- ・ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業
- ・機械すき和紙製造業
- ・機械すき和紙製造業 備考(パルプ製造工程)
- ・段ボール製造業
- ・脂肪族系中間物製造業 備考(青酸誘導品含有排水を排出する工程)
- ・環式中間物・合成染料・有機顔料製造業
- ・その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業等
- ・病院
- ・し尿浄化槽(501人以上)
- ・し尿浄化槽(501人以上) 備考(平成18年1月31日以前、5000人以下、(3)以外)
- ・し尿浄化槽(501人以上) 備考((1)のうち昭和55年以前)
- ・し尿浄化槽(500人以下201人以上) 備考(昭和55年以前のもの)
- ・し尿処理業 備考(昭和62年6月30日以前、高度処理以外)
- ・し尿処理業 備考(嫌気性消化法等+凝集処理法より高度処理)

(府県が総量規制基準を定める際の留意事項)

- ・あり方答申では、大阪湾においては特に有機汚濁解消の観点から水環境改善を進める必要があるとされた。その上で、指定地域内事業場に係る負荷量に関しては、7次にわたる水質総量規制基準によりかなりの削減が図られてきており、こうした実績を踏まえ、最新の処理技術動向も考慮しつつ、これまでの取組が継続されていく必要があるとされた。

- ・今回はこうした考え方にに基づき、以下の観点でC値の範囲の見直しを行うものであり、総量規制基準の設定については、十分留意する必要がある。
 - ・特定排出水の水質を現状よりも悪化させない観点から、C値の上限値を都府県が定めたC値の最大値まで引き下げる
 - ・C値の範囲が強化されていない業種区分及び既存施設と新增設に係るC値の範囲の設定の差が大きな業種区分について、特定排出水の濃度が特に高い指定地域内事業場の水質改善を進める観点から、それぞれ平成26年度における負荷量最大日濃度の95%値までC₀の上限値を引き下げる。
 - ・なお、大阪湾においてはあり方答申を踏まえ、窒素及びりんのカ値の範囲は変更しないこととした。
- ・総量規制基準の設定に当たっては、指定地域内事業場において行われた汚濁負荷削減の取組と難易度、費用対効果、除去率の季節変動等にも配慮することが必要である。また、汚濁負荷削減の手段としては、濃度の改善だけではなく、水量の削減も重要である。

4 府の第8次総量削減計画のあり方及び総量規制基準を検討するに当たっての基本的な考え方について（案）

(1) 総量削減計画のあり方について

- ・総量削減計画は、発生源別の削減目標量及び削減目標量の達成の方途、その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項を定めるものである。
- ・今回の国のあり方答申においては、窒素及びりんについて、平成22年度から環境基準が達成された状況が続いている一方で、CODの環境基準達成率は低く、大規模な貧酸素水塊も発生していることから、窒素及びりんの環境基準の達成状況を勘案しつつ、特に有機汚濁解消の観点から水環境改善を進める必要があると考えられると指摘されている。また、きれいで豊かな海の観点から、総合的な水環境改善対策を進めていくことが必要であると指摘されている。
- ・前回の府における総量削減計画の検討に当たっては、次に示す基本的な考え方に沿って検討されている。

(前回検討時の基本的な考え方)

- ・汚濁負荷量の削減状況や、大阪湾の水質の状況を踏まえ、水環境のさらなる改善を図るため、生活排水に伴う負荷の削減を中心に、引き続き負荷量の削減を図ることが必要。
- ・大阪湾の水質には、内部生産や底質からの溶出などの様々な要因が複雑に関係しているため、陸域からの汚濁負荷量の削減に加えて、干潟・藻場の保全・再生など大阪湾が有する自然浄化機能を高める取組等の、大阪湾の水質改善に関連する幅広い取組をあわせて推進することが必要。
- ・大阪湾集水域において、他府県・市町村をはじめ、住民、NPO、企業等の各主体と協働し、一体となった取組を進めることが必要。
- ・今回、総量削減計画のあり方を検討するにあたっては、次に示す考え方によって検討す

ることが考えられる。

- ・国が今後定める総量削減基本方針と、大阪湾においては、窒素及びりんについて、平成 22 年度から環境基準が達成された状況が続いている一方で、CODの環境基準達成率が低いことや、汚濁負荷量に占める生活排水の割合が高いことを踏まえ検討する。
- ・具体的には、削減目標量と、その達成の方途のあり方について、発生源別（生活排水・産業排水・その他）に検討する。また、その他汚濁負荷量の削減に関し必要な事項について、瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画のあり方に係る答申を勘案して検討する。

(2) 総量規制基準について

- ・第 7 次における総量規制基準の設定状況は表 10 に示すとおりである。

表 10 第 7 次における C 値設定の概要

	COD			窒素		りん	
	C _o	C _i	C _j	C _o	C _i	C _o	C _i
国の告示における C 値の範囲の下限值	255	270	273	249	270	218	244
その他	26	11	8	32	11	28	2
合 計	281	281	281	281	281	246	246

注) C_o、C_i、C_j : 時期区分ごとの C の値

- ・今回の国の総量規制基準の設定方法に関する答申においては、業種区分は変更されていない。また、C 値の範囲については、国のあり方答申を踏まえ、窒素及びりんについては変更されておらず、CODについては 15 業種区分の上限値のみが変更されており、下限値は変更されていない。
- ・前回の府における総量規制基準の設定においては、大阪府独自の業種区分については、府域における事業場からの排出実態等を踏まえ、細分化することでより効果的な削減を図れていることから、引き続き採用されている。また、C 値の設定については、次に示す基本的な考え方に沿って検討されている。

(前回設定時の基本的な考え方)

- ・既設事業場に係る C 値(C_o)については、C 値の範囲の上限値あるいは下限値の引下げ状況を勘案し、更に、現状の水質、処理方法、許容排出量(L 値)の適合状況等を考慮して、その見直しを行う。
- ・新・増設に係る C 値(C_i, C_j)については、新たな処理施設の導入が可能であること等から、原則として、C 値の範囲内の下限値を採用する。ただし、府域の工場等の処理技術の水準などからみて、下限値の設定が特に困難な場合にあっては、技術水準等を考慮して C 値を設定する。

- ・ 現在府域にない業種及び著しく負荷量の小さな業種については、原則として、C値の範囲内の下限値を採用する。
- ・ 今回、総量規制基準について検討するにあたっては、次に示す考え方によって検討することが考えられる。
 - ・ 大阪府独自の業種区分については、府域における事業場からの排出実態等を踏まえ、引き続き採用するかどうかについて検討する。
 - ・ C値については、第7次で国の告示におけるC値の範囲の下限値を採用している業種区分については、変更しない。下限値を採用していない業種区分については、窒素及びりん(C値)の範囲が変更されていないことと、CODのC値の範囲の上限値の引下げ状況を勘案し、現状の水質、処理方法、許容排出量(L値)の適合状況等を考慮して検討する。